

議案第 3 3 号

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部改正について

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年 3 月 9 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例（平成 4 年 3 月天理市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表を次のように改める。

減免の区分	対象範囲	減免額
(前項第 1 号) 就園奨励事業	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税の世帯及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	当該年度の入園料及び保育料の合計額。ただし、1 人就園の場合又は同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者については 20,000 円を限度とし、同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者については 38,000 円を、3 人目以降の園児については 66,000 円を限度とする。
	上記の世帯のうち、小学校第 1 学年の児童を有する世帯	当該年度の入園料及び保育料の合計額。ただし、1 人就園の場合又は同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者については 26,000 円を限度とし、同一世帯から 2 人以上就園している場合の 2 人目以降の園児については 32,000 円を限度とする。
(前項第 2 号) 天災地変の場合	その都度市長が定める。	実態に応じ市長が定める。

(注) 就園奨励事業の対象となる小学校第 1 学年の児童を有する世帯で 3 人以上就園している場合は、当該児童を有しない世帯とみなして減免を適用するものとする。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。